

# 江差税務署からのお知らせ

## ◆確定申告のお知らせ

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月17日(月)から3月17日(月)までです。

税務署などの確定申告会場にお越しの際には「前年の申告書控え」と確定申告に必要な書類及び印鑑を持参ください。

駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

お知らせ

## ◆公的年金等を

### 受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が4百万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です(源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出

することができません)。

税務署への確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する

詳しいことは役場

住民課税務係へお

問い合わせ下さい。



## ◆申告書の作成は

### 便利な「確定申告書等

### 作成コーナー」で!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税及び復興特別所得税の申告書などを作成し、電子データによる直接送信(電子証明書の取得やカードリーダーライタの準備等、一定の事前準備が必要になります)または印刷して郵送等により提出することができます。

確定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」を是非、

ご利用下さい。



## ◆復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所

得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額)に2・1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されます。



## ◆平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

平成26年1月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税及び復興特別所得税の確定申告を行う必要がなく、住民税の申告のみを行う方も対象となりました。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください

どうか、江差税務署(☎0139-5210078)までお問い合わせください(お電話でお問い合わせの場合は、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当にお問い合わせください)。

## 役場住民課から固定資産税に関するお知らせ

家屋の新築・増築・取壊しの際にはご連絡を...



家屋(倉庫等を含む)の新築や増築、取り壊しをされた方は、その都度、役場住民課税務係までご連絡(届出)をお願いします。

これは、家屋の新築・増築・取り壊しによって、「固定資産評価額」が変わるために届出が必要であり、特に家屋の取り壊しをされた方は、届出がないといつまでも課税されることとなりますので必ず届出をして下さい。

◇お問い合わせ先

役場住民課税務係

☎213407

